

学校感染症証明書及び登校連絡票について

学校感染症とは、学校において予防すべき感染症として、学校保健安全法に定められた感染症のことをいいます。(下記参照)

第1種 エボラ出血熱等

第2種 インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎
その他の感染症

上記のような感染症であると診断を受けた場合は、たとえ軽症でも登校することはできません。すぐに学校へご一報ください。

新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ以外の場合

医師に本校規定の「学校感染症証明書」に記入してもらった上、登校時クラス担任にご提出ください。

尚、証明書に記載された期間は、出席停止となり欠席扱いにはなりません。

※ 医療機関によっては、本校指定の用紙（本校ホームページからダウンロードできます）を取り扱って頂けない場合もありますので、その際には病院指定の診断書を発行してもらってください。

新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの場合

新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザに限り、医師記入の「学校感染症証明書」の提出は必要ありませんが、保護者記入の「登校連絡票」を記入し、登校時クラス担任にご提出下さい。

尚、「登校連絡票」が提出されない場合は、出席停止扱いにはなりませんのでご注意ください。